



# 山形県公報

平成17年11月8日(火)  
第1691号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則..... (河川砂防課) ...1237

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定..... (最上総合支庁福祉課) ...1241  
同..... (同) ... 同  
山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ... 同  
争議行為を行う旨の通知..... (雇用労政課) ... 同  
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ...1243  
開発行為に関する工事の完了..... (村山総合支庁建築課) ... 同  
道路の位置の指定..... (置賜総合支庁建築課) ... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (置賜総合支庁企画振興課) ...1244  
同..... (同) ... 同

### 正 誤

## 規 則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第83号

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則  
ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則(昭和45年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
別表第2(1)荒沢ダムの項の表を次のように改める。

1 赤川右岸 県道鶴岡村上線	鶴岡市上田沢字下中島32番
2 赤川右岸 県道鶴岡村上線	鶴岡市上田沢字真棒14番の3
3 赤川右岸 県道鶴岡村上線	鶴岡市下田沢字虹崎97番
4 赤川左岸 県道鶴岡村上線	鶴岡市大針字仲村72番の3
5 赤川左岸 県道鶴岡村上線	鶴岡市下砂川字村下42番
6 朝日庁舎前 県道鶴岡村上線	鶴岡市下名川字石田32番の2

7 赤川左岸 堤防	鶴岡市熊出字街道脇55番の3地先
8 東橋右岸 県道鶴岡村上線	鶴岡市東岩本字下川原27番の2
9 櫛引橋左岸 赤川堤防	鶴岡市西片屋字水下27番地先
10 櫛引橋右岸 赤川堤防	鶴岡市松根字中西野14番地先
11 黒川橋左岸 県道梳代鶴岡線	鶴岡市黒川字向川原95番の1
12 黒川橋右岸 赤川堤防	鶴岡市稲上又字松木1番地先
13 赤川右岸 堤防	鶴岡市馬渡字長1番地先
14 羽黒橋左岸 赤川堤防	鶴岡市伊勢横内字大場川原114番地先
15 羽黒橋右岸 赤川堤防	鶴岡市羽黒町赤川字地藏俣212番地先
16 三川橋左岸 国道345号	鶴岡市大宝寺字立野574番地先
17 三川橋右岸 国道345号	鶴岡市大宝寺字中野179番
18 蛾眉橋右岸 県道鶴岡広野線	東田川郡三川町大字横山字横山8番の1
19 三川新橋右岸 県道鶴岡広野線	東田川郡三川町大字横山字不動野36番の59
20 両田川橋左岸 赤川堤防	東田川郡三川町大字猪子字上堀田159番
21 両田川橋右岸 県道鶴岡広野線	東田川郡三川町大字押切新田字豊秋210番の1
22 赤川新橋右岸 主要地方道酒田鶴岡線	酒田市浜中字小浜1番

別表第2(2)野川水系ダムの項の表中

6 野川橋右岸 野川堤防	長井市宮字野川式
-----------------	----------

を

6 野川橋右岸 野川堤防	長井市宮字野川式
7 避難小屋前 県道木地山九野本線	長井市平野字坂沢4323番地先
8 合地沢橋 県道木地山九野本線	長井市平野字西栃平417番地先
9 野川第二発電所前 県道木地山九野本線	長井市平野字神尾4165番地先

に改め、同別表(3)高坂ダムの項の表第1項中「高

坂橋左岸」を「旧高坂橋左岸」に改め、同表第18項中「鮭川右岸」を「鮭川左岸」に改め、同別表(4)蔵王ダムの

項の表中

56 馬見ヶ崎川左岸 山交千歳公園車庫 停留所前	山形市円応寺10番の22地先
--------------------------------	----------------

を

56 馬見ヶ崎川左岸 山交千歳公園車庫 停留所前	山形市円応寺10番の22地先
57 馬見ヶ崎川右岸 堤防	山形市双月町四丁目6番の 35地先
58 馬見ヶ崎川左岸 堤防	山形市緑町二丁目12番の12 地先
59 馬見ヶ崎川右岸 堤防	山形市双月町一丁目1番の 9地先
60 馬見ヶ崎川右岸 堤防	山形市泉町11番の7
61 馬見ヶ崎川左岸 堤防	山形市長町字向河原718番の 29
62 馬見ヶ崎川右岸 堤防	山形市長町字西浦2093番の 23
63 馬見ヶ崎川左岸 二つ河原堰堤	山形市大字上宝沢字毛倉平 1,131番の丙地先
64 あたご橋左岸 馬見ヶ崎川堤防	山形市小白川町1,218番地先
65 馬見ヶ崎川左岸 双月橋上流	山形市緑町四丁目14番

に改め、同別表(5)月光川ダムの項の表中

14 江地橋左岸 堤防	飽海郡遊佐町大字江地字上屋敷田20番の3地先
15 月光川左岸 堤防	飽海郡遊佐町大字江地字中屋敷田34番地先

を

14 月光川右岸 堤防	飽海郡遊佐町大字江地字上屋敷田17番地先
15 ふれあい橋左岸 堤防	飽海郡遊佐町大字江地字上屋敷田81番の1地先

に改める。

別表第3(1)荒沢ダムの項の表を次のように改める。

1 荒沢警報所	鶴岡市荒沢字狩籠145番
2 田沢警報所	鶴岡市下田沢字榎岡37番の7
3 大針警報所	鶴岡市大針字久保田75番の2
4 道下警報所	鶴岡市大針字道下26番の2
5 砂川警報所	鶴岡市砂川字戸沢7番の6
6 行沢警報所	鶴岡市行沢字坂ノ上32番の9
7 落合警報所	鶴岡市本郷字向平27番の3
8 立岩警報所	鶴岡市越中山字立岩22番の2

9 岩本警報所	鶴岡市東岩本字北野18番の1
10 志田警報所	鶴岡市東荒屋字志田163番の2
11 我老警報所	鶴岡市勝福寺字根木瀬560番の15
12 荒田警報所	鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣27番の3
13 鶴岡警報所	鶴岡市大宝寺字切添町15番の2
14 内川警報所	鶴岡市羽黒町細谷字舛ノ内143番の2
15 大道警報所	鶴岡市道形字大道東122番の2
16 道形警報所	鶴岡市宝田三丁目12番11号
17 文下警報所	鶴岡市文下字上川原80番の2
18 三川警報所	鶴岡市湯野沢字下川原54番の2
19 猪子警報所	東田川郡三川町大字猪子字高倉19番の7
20 成田警報所	東田川郡三川町大字成田新田字若谷地127番の3

別表第3(3)高坂ダムの項の表を次のように改める。

1 高坂ダム管理事務所	最上郡真室川町大字差首鍋字高坂2,035番の14
2 高坂ダム山屋警報所	最上郡真室川町大字差首鍋字山屋1,543番の1
3 高坂ダム砂子沢警報所	最上郡真室川町大字大沢字上野3,533番先
4 高坂ダム蓮華城警報所	最上郡真室川町大字木の下字蓮華城407番の52

別表第4(1)荒沢ダムの項の表中

左岸 東田川郡朝日村大字荒沢字狩籠  
145番地先  
右岸 同 郡同 村同大字字岩屋平12  
番地先  
から  
海まで

を

左岸 鶴岡市荒沢字狩籠145番地先  
右岸 同 市荒沢字岩屋平12番地先  
から  
海まで

に改め、同別表(3)高坂ダムの項の表中「最上郡真室川町大字安楽

城字高坂山国有林48林班」を「最上郡真室川町大字差首鍋字高坂境山外20国有林48林班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第1018号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
医療法人 徳洲会 大阪府大東市深野三丁目1番 1号	医療法人 徳洲会新庄徳洲会 訪問看護ステーション 新庄市大字鳥越字駒場4623	訪 問 看 護	平成17.10.27

## 山形県告示第1019号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
有限会社 カイセイカンパニー 最上郡金山町大字金山364番 地	カイセイ訪問介護事業所 最上郡金山町大字金山364番地	訪 問 介 護	平成17.10.27

## 山形県告示第1020号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.75パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成17年10月13日から適用する。
- 平成17年10月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第1021号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成17年10月26日次のとおり通知があった。

平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 事 件  
年末一時金等の要求に関する件
- 期 間  
平成17年11月10日以降事件解決の日まで
- 場 所  
庄内医療生活協同組合  
鶴岡協立病院  
鶴岡市文園町9番34号  
庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな	同	日枝海老島159番1号
庄内医療生活協同組合 協立歯科クリニック	同	
庄内医療生活協同組合 協立リハビリテーション病院	同	上山添字神明前38番地
庄内医療生活協同組合 協立大山診療所	同	大山二丁目26番3号
庄内医療生活協同組合 協立三川診療所		東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
庄内医療生活協同組合 総合介護センターふたば		鶴岡市双葉町13番45号
庄内医療生活協同組合 協立病院附属クリニック	同	文園町11番3号
医療法人健友会 本間病院		酒田市中町三丁目5番23号
医療法人健友会 老健施設 ひだまり	同	
医療法人健友会 のぞみ診療所	同	中町三丁目3番18号
医療法人健友会 訪問看護ステーションかがやき	同	
医療法人健友会 在宅介護支援センター	同	
医療法人健友会 ヘルパーステーション	同	
医療法人山容会 山容病院	同	高砂二丁目1番64号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番1号
医療法人社団 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3034番地
医療法人松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス		山形市桜町4番10号
医療法人松柏会 桜町わかばクリニック	同	
医療法人松柏会 至誠堂ヘルパーステーション	同	
医療法人松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番5号
医療法人篠田好生会 篠田総合病院	同	桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目6番46号
医療法人二本松会		

山形病院	山形市桜町2番75号
医療法人二本松会 上山病院	上山市金谷字下河原1370番地
医療法人二本松会 心療内科ネルフェンクリニック	山形市城南町三丁目6番24号
医療法人二本松会 精神障害者地域生活支援センター	山形市城南町二丁目1番41号

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第1022号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき八幡町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 八幡都市計画公園  
(2) 名称 2・2・6号天神公園

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第1023号

次の開発行為は、完了した。

平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成17年7月25日 指令村総建第5039号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字根際字前田2199番3

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市大字鮭洗90番地の1  
有限会社 オールフーズ山形

## 山形県告示第1024号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道置総建第269号  
2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字福沢字樋越壺649番4  
3 道路の状況 幅員 6.0メートル  
延長21.7メートル  
4 指定年月日 平成17年10月28日

# 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 から・ころセンター
  - (2) 代表者の氏名  
伊藤 正俊
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市東二丁目8番116号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、引きこもりの人々やその関係者に対して必要に応じた支援を行い、誰もが希望を持って生きることができる暖かい地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年11月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 学童保育所しゃぼん玉クラブ
  - (2) 代表者の氏名  
奥山 洋一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市御廟三丁目11番6号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、米沢市民を対象に、主に学童保育事業を行い、留守家族等の放課後及び休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成17.10.28	第1688号	1208	5	庁 中 教育機関	庁 中 教育機関(県立学校を除く。)